

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について

市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第148条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急一時避難施設を新たに指定しましたので、お知らせします。

報道機関の皆さまにおかれましては、指定の周知にご協力下さいますようお願いいたします。

※緊急一時避難施設

弾道ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設

記

- 1 指定施設名 市立小・中・高等学校のうち142施設
※今回の指定により鉄筋コンクリート造の市立小・中・高等学校は全て指定（鉄筋コンクリート造ではない臼井中学校及び岩室中学校を除く）
- 2 使用時間 学校が開いている時間のみ

※市内の緊急一時避難施設数（令和7年4月1日現在）

緊急一時 避難施設数	うち、市立小・中・高等学校		
	今回指定	従前から指定	合計
297	142	20	162

※人口カバー率

今回指定前：約40%→今回指定後：約176%

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 瀧澤
電話 025-226-1142